(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見(4件)

(意見1)

市はパブコメ(意見募集)の説明会を実施する方針ですすめていると思いますが、今回も実施してほしかったと思います。

今年度も実施したパブコメもあります。説明会を行えば当パブコメ啓発(PR)にもなると思う。他のパブコメを見ると応募が常に少ないと思う。その対策にもなると思う。

(市の考え方)

素案の作成にあたっては、平成30年度に、就学前児童の保護者5,000人、小学生(6~11歳)の保護者2,500人、小学生(9~11歳)本人1,266人を対象としたアンケート調査、20歳以上で、年代ごとに偏りが生じないよう無作為に選んだ市民のうち、参加希望のあった方にご参加いただいた市民討議会を実施し、市民の意見を取り入れながら計画を策定してまいりました。

また、茅ヶ崎市子ども・子育て会議には、公募の市民委員や、茅ヶ崎市私立幼稚園協会の代表者、茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会の代表者等に参加いただき、計画策定に関して審議していただきました。

このパブリックコメントの実施にあたっても、市政情報コーナーや市広報紙、ホームページ、広報掲示板、公共施設への実施案内の掲示に加え、市役所内デジタルサイネージや、市内の幼稚園、保育所、子育て支援センター等においても掲示したり、ちがさきメール配信サービスや Twitter での周知を行い、幅広くご意見がいただけるようにいたしました。

今後も、茅ヶ崎市子ども・子育て会議や地域の子育て支援施設など、さまざまな機会で市民の意見を取り入れながら、取り組みを進めてまいります。

(意見2)

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画(素案)の題名も非常に分かりにくいと思う。

(市の考え方)

本計画の名称は、平成27年度から令和2年度を計画期間とした茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の2期目にあたるため、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」としております。

また、「子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法第61条「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいた名称で、茅ヶ崎市の計画であるため、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」としております。

(意見3)

茅ヶ崎市子ども・子育て会議委員ももっと各層から委員を選出する必要がある。 計画の推進、子ども・子育て会議委員等もっと色々(各層)の委員を入れて公開の場で多々開催して欲しい。

(前述しておりますが)法改正も伴って当支援計画を作るなら、市はもっと主体的に市民の声を聞き、もっと第2章の現状と課題を分析し立案し、第3章の基本的考え方を作り、第4章施策の展開をすべきであると思う。第1章については法の目的・旨や社会情勢の変化等もっと周知することが市民も国も期待していると思う。その中で計画を立案してほしい。

(市の考え方)

茅ヶ崎市子ども・子育て会議は茅ヶ崎市自治基本条例第 14 条第 3 項に基づき、原則公開として開催しております。

また、会議の委員は、公募の市民、子育てに関する活動を行う団体の代表者、福祉団体の代表者、茅ヶ崎医師会の代表者、教育機関の代表者、事業主、労働団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員として神奈川県中央児童相談所や茅ケ崎警察署の代表の方、計16人にご参加いただき、子ども・子育て支援について幅広くご意見をいただいております。

会議の開催回数としては、平成30年度については4回、令和元年度については11月時点で5回実施しており、審議が必要な内容に対して、適切な回数の会議を実施しております。

(意見4)

(市の財政について)

限られた予算の中でどこに配分するかということ。地方自治の役割は住民の利益(住民が安心して健康に暮す)です。子どもは社会の財産です。未来です。積極的な支援と対策を望みます。

(市の考え方)

本市としては、すべての子どもの成長を喜びあえるまちを基本目標とし、子ども・子育て支援に力を入れていく考えです。予算については、市政全体を勘案し、適切に配分してまいります。

■第1章 計画の策定にあたってに関する意見(3件)

(意見5)

それは茅ヶ崎市総合計画とも深くかかわってくると思うし理解もできるが、その説明 が不足したり、また関連政策が不足(粗末) (充実していない) (一応書いてある程度) に思う。

「こども・子育て支援」と言うなら、例えば他のパブコメの「市教育大綱」や「市い じめ防止基本方針」等々のパブコメとも関連して実施したり説明も必要と思う。

(市の考え方)

行政各分野における政策を体系的に定める計画は、茅ヶ崎市自治基本条例第 18 条第 3 項に基づき、総合計画と整合を図って策定され、改訂されることになります。したがいまして、本計画は、総合計画を上位計画とし、関係するすべての個別計画と整合を図りながら推進してまいります。

(意見6)

それは当パブコメ(概要)及び(素案)全書を見ても、就学前の子育て支援が中心に 思える。それならそれをもっとわかりやすく説明し、意見募集(パブコメ)を実施した 方が意見を出しやすいと思う。

こども・児童等表現内容は、規定(法を含む)や一般的表現でももっと広範囲に使われていると思う。

当パブコメで学童保育等々も含まれるのですか。

概要を読むと保育所等(認定こども園・地域型保育事業)幼稚園、そして児童クラブだけのように感じられる。そのことをもっと分かりやすくと思う。

(市の考え方)

子ども・子育て支援法において策定が義務付けられている市町村子ども・子育て支援 事業計画の主な内容が、就学前児童の子ども・子育て支援及び小学生の児童クラブとなっております。

本計画においては、計画の対象を 18 歳までの子どもとその保護者とし、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画としても位置付けているため、幅広い事業や市の取り組みを記載しております。

(意見7)

昨年改正された「子どもの貧困対策推進法」(国)との関連もあると思いますが、そ の説明ももっともっと必要ではないか(関連があるなら)

- (1) それは法の目的に権利が入り、子どもの「将来」と「現在」が明記とか。
- (2) また貧困状態の子どもに限らず「すべての子ども」を対象とし「いま」生に存在する「子ども」を捉え、理念としていると聞きます。
- (3) 当法は都道府県に加え市町村も等計画が努力義務とされているそうです。
- (4) もしそうであるなら、当計画をコンサルティング会社等に丸投げせず市職員と住民 (市民) が調査・対話し、まちづくりの観点から共に考え必要があると思う。むしろ自 治体(市) の主体性が必要と思うのと、国からの予算措置を要望する必要もあると思う。
- (5) また国の制度によるところも大であるが児童手当拡充で貧困率低減とか就学援助の あり方は低所得層や生活保護受給層に影響があるときく。
- (6) 当法も当子ども・子育て支援のパブコメにすべてかかわってくると思う。

令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正も関係しているならもっとその内容を説明する必要があるのでは。関連三法も同じ(貧困含む)

(市の考え方)

本計画の策定にあたり、関係する法令等の国の動向については、第1章「6 国の動向」に記載し、詳細については資料編にも記載しており、子どもの貧困対策の推進に関する法律等との関連があることを示しております。

子どもの貧困については、市の現状と課題を整理した中で、すべての子どもを対象としている本計画と一体的に策定するものとし、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、子どもの貧困対策推進計画として位置づけております。具体的には、新たに「基本施策 6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進」を追加し、子どもの「今」と「未来」を支援いたします。

計画策定業務については、コンサルティング会社に業務委託をしておりますが、茅ヶ崎市子ども・子育て会議における審議をはじめ、アンケート調査、市民討議会、茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画庁内推進会議における検討、庁内への照会等を行い、市民や職員の意見を取り入れながら計画を策定しております。

今後も、計画の推進や事業の実施にあたっては、さまざまな機会を捉えて、市民の意見を取り入れるとともに、庁内関係課との連携を図りながら取り組みを推進してまいります。

■第2章 茅ヶ崎市の現状と課題に関する意見(2件)

(意見8)

教育・保育については母親の就労状況の変化…とありますが、母親だけでなく父親の 就労状況の変化、そして社会そのものが少子高齢化はじめ変わっている点にもふれて考 える必要があると思う。

前述しましたが、子どもと家族の状況でも母親就労等々のことが中心で父親も深く関係していると思う。説明がない。

(市の考え方)

茅ヶ崎市の現状と課題として、統計やアンケート調査、第1期計画の進捗状況を踏ま え、第2期計画に向けた課題を整理しました。

アンケート調査では、父親と母親について同様の設問により現状を把握しております。 その中で、母親の就労状況については市の取り組みに影響を与える大きな変化が見られ るため、その結果を記載しております。父親の就労状況については、帰宅時間が5年前 より早くなるなどの変化は見られますが、取り組みに影響を与える大きな変化が見られ なかったため、記載しておりません。

(意見9)

市内の「貧困」とされる子どもの具体的な人数はどのくらいか。個々の家庭状況を把握して実態に応じた対応が必要。

(市の考え方)

本市では、本計画を策定するにあたり、アンケート調査を行った結果、市の相対的貧困率は、就学前児童で3.0%、小学生で4.8%という結果となっております。しかしながら、ご意見にあるとおり、子どもの貧困は、経済的な困窮だけではなく、個々の家庭状況に応じた対応が重要と考えており、今後、庁内関係課はもちろんのこと、相談機関や民間団体等との連携を強化し、切れ目のない支援を行ってまいります。

■第4章 施策の展開に関する意見(23件)

(意見10)

子供が遊べる公園や施設がない。転勤族で3年前に引っ越してきて公園を探すも、草 がボーボーなだけの場所が公園とは・遊具少なすぎませんか。

子供と遊ぶために、毎週市外に行きます。

うちは1人だけど茅ヶ崎は3人も4人も育ててるお母さんが本当に多い。これってす ごいことじゃないですか。もっと子育てしやすい街にしてください。お願いします。

(市の考え方)

新たな公園や遊具等の設置は、自治会からのご要望を基に検討しております。また、維持管理については、職員や委託業者により除草を行い、安全安心な公園管理に努めているところです。

公園の設置に限らず、本市で子育てしやすい環境づくりに向けて、本計画を基に取り組みを推進してまいります。

(意見11)

公民館における、子ども向け事業、公民館における家庭教育の推進についても公民館のない地区に対してはどう考えているか。そして啓発(PR)は十分か。

(市の考え方)

茅ヶ崎市では5つの公民館で市内全域をカバーしております。公民館のない地区についても、他の公共施設を活用し講座を実施しており、今後も市内全域で事業を展開してまいります。

PRについては、広報紙やホームページの活用、また商業施設を活用したイベント等を実施するなど、さまざまな方法で展開しております。

(意見12)

公園の整備等(うみかぜテラス含む)維持管理は適切に行われているか。PR諸掲示。 日頃の指導と点検。

(市の考え方)

市内の公園は、職員や委託業者による維持管理業務を行っております。必要に応じて職員にて現地調査の上、遊具等の点検や委託業者への指示を行い、適切な維持管理に努めているところです。

うみかぜテラスについては、施設の屋外周遊通路周辺の植栽等の緑化部分については、 公園管理者と調整のうえ、維持管理に努めております。また、施設内の植栽については、 井水を利用し、灌水を行うなど省エネルギー化を図るとともに、市民の方々とはまかぜ 菜園の整備に取り組んでおります。

(意見13)

たとえばごみ減量資源化も他市より遅い。20年、30年…

(市の考え方)

子どもへのごみの減量や資源化に関する取り組みとして、ごみ環境学習対象年齢である、小学4年生全員に副読本を配布しております。また、申し込みがある小中学校へ出張環境学習を行い、ごみに関する意識の向上を図っております。今後も、このような啓発を通じて、次世代に環境に対する意識の高揚を図ってまいります。

(意見14)

児童手当の世帯年入上限撤廃または上限引き上げ

特定の年収を超えると給付金がとても大きく下がるので、一律にするか、上限を上げてほしい。

(市の考え方)

児童手当の所得制限は、児童手当法に定められており、全国一律の基準となっております。市単独での改正は行えないため、意見については、機会を捉えて、国や県に要望をしてまいります。

(意見 15)

幼児教育・保育無償化事業の対象外世帯への給付金支給

専業主婦家庭で幼稚園でなく認可外保育施設等にあずけていた場合に支給対象外となり、負担が大きいので、少しでもいいので給付金を支給してほしい。

(市の考え方)

幼稚園類似施設に通園する、保育認定が受けられない世帯は、幼児教育無償化の対象 とならないために、令和元年10月から、今までの幼稚園就園奨励費補助金と同等額を補助する市独自の補助制度を創設いたしました。

(意見16)

実費徴収・無料化など義務教育とどう異なるかもう少し説明する必要があり、義務教育の良い点は取り入れたらと思う。

(市の考え方)

小学校就学前の教育・保育については義務教育ではなく、保護者の選択により利用されるものです。

幼児教育・保育の無償化については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の 重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから実施されました。それ により、教育・保育施設等の利用を希望する保護者にとっては、利用しやすい状況にな っております。

実費徴収については、無償化の対象となる保育料以外に、教育・保育を受ける上でかかる実費(給食や教材など)に関する支払いとなります。給食については、その世帯の状況により、一部免除や補足給付を行っております。

(意見17)

(児童クラブについて)

育成料について軽減措置を住民税非課税世帯、生活保護世帯等だけでなく、拡充してください。現在のような一律の設定では所得が低いと負担が重く、児童クラブに預けられない家庭もあります。

(意見18)

(児童クラブについて)

保育所のときは低所得者への減額があるが、学童保育所ではないようだ。親への負担 が増加し、学童保育所を退所するケースもある。学童の安全など、検討が必要。

(市の考え方)

本市では、公設民営児童クラブにおいて、被生活保護世帯・市民税非課税世帯だけでなく、市民税均等割のみ課税世帯、寡婦(夫)の控除のみなし適用の結果、市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯を対象に、育成料の減免措置を行っております。

児童クラブの管理運営経費については、保護者の方に収めていただく育成料と、国が 定める「子ども・子育て支援交付金」に基づき、国・県・市が支出する費用で賄われて おります。

運営及び環境面の維持向上を進める中、本市の厳しい財政状況を踏まえると、現状では拡充は難しいと考えており、ご理解いただきますようお願いいたします。

(意見19)

(保育所について)

市内公立保育園で幼児の布団を用意してください。駐車場がない保育園もあり、子ども、布団、子どもの荷物、自分の荷物を持って自転車に乗車するのは大変危険です。子どもの安全のために市はどうすべきか考えてください。

駐車場の確保を粘り強く進めてください。子どもを連れて行くには、今は安全のため に車が基本です。

(意見 20)

(保育所について)

民間施設では遊び場がないところもあり。公立でも駐車場もないところも多い。布団 の貸出しも3才以上はなし(雨の日の実態調査をしてほしい)。藤沢市はすべて貸出し。

(市の考え方)

公立保育園においては、3歳児クラス以上の園児の布団は、ご家庭からご持参いただいております。近隣市では3歳児クラス以上の布団の貸し出しを行っている園があることは承知しておりますが、公立保育園における3歳児クラス以上の布団のご用意は、予算や衛生面の確保が難しいことから実施予定はありませんので、ご理解いただきますよ

うお願いいたします。

なお、悪天候時などで布団のお持ち帰りが難しい場合は、公立保育園へご相談いただき、シーツのみのお持ち帰りとする等の配慮をしております。

民間保育所等では、園庭がない園もありますが、これに代わるべき場所として近隣の 公園等を設定し、園児が屋外で遊ぶ機会を設けております。

保育園では、公立、民間に関わらず、保護者がお子さんを送迎するための駐車場をご 用意できている園、できていない園があります。これは立地の事情等によるものであり、 駐車場については入園申込みに際し、保育所等のしおりにおいて、事前に情報提供させ ていただいております。

現在、公立保育園では7園のうち5園で駐車場をご用意しており、当面は現状の体制で継続していきたいと考えております。

(意見 21)

(保育所について)

行政と父母、保育士らの懇談会実施が必要。現場の声をきくことが改善につながる。

(市の考え方)

市と教育・保育施設等との連携として、茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会や茅ヶ崎市私立幼稚園協会の総会へ市の担当課の職員が出席し、情報交換等を行っております。そのほか、給食情報交換会等でも施設の職員と情報交換等を行っております。

施設の利用者の要望に対する対応について、施設は利用者の意見を聞き、改善を図っているものと認識しております。市としては施設への監査を通して、利用者が施設に対して要望等を出せる環境づくりに努めるよう、指導しております。

また、平成 30 年度に、就学前児童の保護者 5,000 人、小学生(6~11 歳)の保護者 2,500 人、小学生(9~11 歳)本人 1,266 人を対象としたアンケート調査を実施し、教育・保育施設等の利用の満足度等についても聴取し、その結果も踏まえて計画を策定しております。

(意見 22)

(小児医療費助成について)

500円の自己負担金を廃止してください。500円でも大きな負担です。

(市の考え方)

厳しい財政状況の中でも、持続可能な制度として運用を行っていくために、一部負担金については、平成30年4月から実施しております。一部負担金の撤廃については、現時点では未定ですが、今後、本市が取り組んでいる様々な子育て支援事業を総合的に勘案し、優先順位を見極めながら事業を選択、展開する中で検討してまいります。

(意見 23)

二児の母です。

一刻も早く改善していただきたいのは、茅ヶ崎駅ホームの狭さです。

子供と手を繋いで歩いているだけで、身の危険を感じるほどの狭さです。

子供たちのために、茅ヶ崎駅を極力使いたくないとすら思っています。

特に今、エスカレーターの工事中は殺人的とすら思う状況で、本当に困っています。 これから中学、高校生となっていくなかで、部活動や遊びに出かける時に、駅のホー ムでなにかあったら…と思うと、気が気ではありません。

JR に対して、市からも改善要望を根気強くお願い申し上げます。

(市の考え方)

いただいたご意見については、本市でも認識しており、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、毎年度JR東日本へ要望しております。

平成30年度、JR東日本からは、「ホーム幅員等の拡幅については、大規模な改良工事が必要なため、長期的な課題」と回答をいただいている一方、即効性のある対応として過去にはベンチや自動販売機の設置方法の見直し、平成30度にはCPラインの整備を実施していただいております。

本市としても、これらの対応だけでは課題解決とは認識していませんので、引き続き IR東日本へ要望を行い、早期解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、ホームの安全性の向上の一つとして、ホーム拡幅以外にもホームドア設置が事故防止の一定の効果があります。JR東日本は、令和14年度末ごろまでに同駅を含む東京圏の主要路線の全駅にホームドア設置する旨を平成30年3月に発表しており、本市としても早期実現となるようJR東日本と調整を進めてまいります。

※神奈川県鉄道輸送力増強促進会議とは、神奈川県と県内全ての市町村及び経済団体によって構成されており、国及び鉄道事業者へ要望活動等を行っています。

※CPラインとは、ホーム先端部分に赤やオレンジで塗装されたラインとなります。

(意見24)

道にある電柱を埋める

電柱が道にあることで車と子供がぶつかりそうになり危ない。

(市の考え方)

本市の管理する道路については、平成27年度に「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画(電線類地中化計画)」を策定し、この計画の中で商業施設周辺の道路や緊急輸送路を補完する道路などに重点を置いて整備対象箇所の選定を行っており、整備する予定としております。しかしながら、電線類地中化の整備には多大な費用と時間を要してしまい、早急な対応ができていないのが現状となっております。また、道路上にある電柱の中で、道路幅員が4.0mに満たない道路(狭あい道路)については、狭あい道路整備事業の中で、道路にある電柱を敷地内に移設することで車両や歩行者の通行に支障がないよう道

路整備に努めております。

国道、県道については、一部の区間において電線類地中化が進められておりますが、 道路管理者である国土交通省や神奈川県にはあらゆる機会を捉え、電線類地中化につい て検討するよう働きかけたいと考えております。

(意見 25)

児童虐待の顕在化等記入してあっても市として政策がないように思う。市、警察、保 健所、児相等の具体的記入がないように思う。

(市の考え方)

児童虐待の問題に対しては、素案 90 ページに記載の「家庭児童相談事業」において「子ども家庭総合支援拠点」を設置する等、専門の相談員が来所相談、訪問相談等に対応することにより対象となる家庭に継続的に関わっております。その際には、児童福祉法に規定された「要保護児童対策地域協議会」の事務局として、児童相談所、警察、保健所等の関係機関と連携を図り、対応しております。なお、市町村では、子どもの一時保護といった措置的な権限を有しておりませんので、対象となる家庭への相談援助が政策の基本となります。

(意見 26)

今厚生省は児童扶養手当(法改正案)改正を考えているようです。よく解らないのですが「ひとり親、障害年金と併給」も考えているようです。先に述べたように、国も自治体の声(市民の声)を聞きたいと思う。市としてどう考えますか。

(市の考え方)

毎年8月の現況届の期間、児童扶養手当受給者は窓口にお越しいただくこととなっており、市では受給者の生活状況を聞き取っております。今般の制度改正も聞き取りをする中で課題の一つとして認識しており、国に対して要望を行うことで制度改正へとつながっております。今後も、より良い制度とするため、受給者の声を市が受け止め、国に働きかけてまいります。

(意見 27)

(ひとり親家庭支援について)

児童扶養手当の所得制限を緩和してください。年収 400 万で子ども 2 人は育てられない。 育てられると思いますか。

(市の考え方)

児童扶養手当の所得制限は、児童扶養手当法に定められており、全国一律の基準となっております。市単独での改正は行えないため、意見については、機会を捉えて、国や県に要望をしてまいります。

(意見 28)

(ひとり親家庭支援について)

医療費助成の所得制限を緩和してください。ひとりしかいない親の健康が守られなければ、生活できません。もし働けなくなれば、生活保護を受けざるをえなくなります。

(市の考え方)

ひとり親家庭等の医療費助成については、児童扶養手当の所得制限額に準拠して事業 を実施しております。

所得制限額の緩和については、児童扶養手当と連動して制度を実施していることから、 現時点では検討しておりません。

(意見 29)

(ひとり親家庭支援について)

日常生活支援を拡充してください。ファミサポは有料です。もっと手軽に使えるよう になれば働きやすい。支援内容・条件を大幅に改善してほしい。

(市の考え方)

日常生活支援事業について、支援内容は国の基準に則り運用をしておりますが、条件 は各自治体で異なっております。本市の財政状況と本市の取り組むさまざまな子育て支 援事業を総合的に勘案する中で、より活用しやすい事業となるよう検討してまいります。

(意見30)

(ひとり親家庭支援について)

市営住宅の整備・入居条件を緩和してください。現在の日本は住居費が高額であり、 生活費のなかでも重い比重です。これが軽減されると生活が改善されます。

(市の考え方)

市営住宅の整備に関して、本市は現在、490 戸の市営住宅を管理しておりますが、需要予測を踏まえ、市営住宅の供給方針を定めた「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」による目標供給戸数の534戸を、令和2年度中に達成するように整備を進めているところです。

市営住宅への入居の条件に関しては、収入や家賃算定の基準は、公営住宅法施行令や 条例等により定められているものですが、子育て世帯に関しては、特に居住の安定を図 る必要があると考え、収入の基準を緩和しております。また、母子父子家庭、障害者、 高齢者等の方についても、一般の方より優先的に入居ができるように、入居者募集の際 に、当選確率を高くするような抽選方法で優遇を行っております。

現在、「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」の改定作業を進めており、ご意見にもあるように、収入に対して家賃の負担率が高く、真に住宅にお困りの方の数を推計し、その数を公営住宅への需要として考えております。この需要に対応できるように、今後も市

営住宅の供給に関する検討を進めてまいります。

(意見31)

(子ども食堂について)

「情報発信・情報提供をしていく」とありますが、そもそも行政として子どもの食事に責任を持つべきではないでしょうか。市民任せにせず、市として取り組むべきです。

(市の考え方)

食における市の役割としては、市民が食に関して適切な判断ができる力を身につけ、 食からの健康づくりが自らできるように支援を行うことと考えております。

子ども食堂については、子どもに食を提供するだけでなく、食を通じて、地域のさまざまな方とつながりを持つことができる場となっております。本市としては、子どもが安心できる地域の居場所づくりとその保護者への子育て支援を行うことが必要だと考えております。今後は、情報発信・情報提供だけでなく、子ども食堂を運営する活動団体との連携を強化し、支援策を実施してまいります。

(意見 32)

全般通して、これまでした実施してきた政策を旧態のまま法律や社会情勢が変わっても、経済的面を法に沿い多少入れて、ただ羅列しているのでは法の旨に沿わないと思う。「市の主な取り組み」も前述したとおり、相談(PRも含む)、コミュニケーション等学ぶ機会、障害児施策、特別な配慮を要する児童等についても、以前とあまり変わらないように思う。(虐待でも新聞で問題に)

(市の考え方)

第1期計画の全体の評価として、すべての指標で目標を達成しており、第1期計画の 取り組みの成果が見られる状況です。

第2期計画では、市の現状を分析し課題を整理した上で、既存の事業の取り組み内容を変化・充実させることにより、子ども・子育て支援を推進していく考えです。

■第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する意見(11件)

(意見33)

P. 104 教育・保育の提供区域の設定

機械的に区域設定しているようで地域の分断になったりしないか。市民がこの区域割を理解しているか。また地区表示が正しくされているか。自治会や学区が分断されていないか。もっと地域に根差した区域にできないか。

(市の考え方)

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、教育・保育提供区域については、 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、 現在の教育・保育の利用状況、教育・ 保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子ど もが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この区域は今後の施設・事業整備量の指標となるもので、利用者の居住区域だけではなく、通勤による駅への動線等を考慮して設定しております。したがって、自治会や学区が直接的に影響するものではありません。また、利用者は居住区域に関わらず、どの区域の施設でも利用を希望することができます。

(意見34)

待機児童解消には、公立保育園を基本に増設してください。保護者の要望は安全・安心の公立保育園です。職員の賃金、労働条件は私立保育園と大きな差があり、職員の質も変わってきます。

(意見35)

保育士の賃金等の労働環境はどうなっているのか。特に民間では低賃金が問題になっているが。

(市の考え方)

待機児童を解消するための施策として、市内に民間保育所等を新設しております。運営する法人の独自性や柔軟性により、特色ある保育が可能となり、保育ニーズの多様化に対応する手段として有効なものと考えております。一方で公立保育園については、在園していないお子さんのご家庭を含めた地域の子育て支援の核としての役割と、地域の保育水準を向上させる役割も担っております。今後、公立保育園を新設する予定はありませんが、公立保育園の機能のさらなる充実を図るとともに、民間保育所等と連携し、地域の保育の質の向上に努めてまいります。

また、保育所等の設置や運営については、公立、民間ともに遵守する基準は同じであり、施設や運営面での安全性に関しては、いずれも一定の水準を保ったものとなっています。本市としても、市内保育所等に勤務する保育士を対象とした市主催の研修の実施等により、市全体の保育の質の向上に努めているところです。

保育所等で働く職員については、公立と民間を比較した場合に限らず、民間同士を比較した場合においても賃金や労働条件に差があることを認識しております。民間保育所の保育士の賃金については、国・県・市が行う教育・保育給付において、保育士の処遇を改善する仕組みが取り入れられており、ここ数年は毎年保育士の処遇改善が図られております。引き続き、適切な給付を行うとともに、その使途について確認を行っていくことで、保育士の処遇の維持・向上に努めてまいります。

(意見36)

現在の公立保育園は当初の定員を大幅に超えており、部屋や園庭が狭いです。また、 職員の数も少なく、疲弊しています。子どもたちの安全、健やかな成長のために公立保 育園の増設、保育園ごとの定員の削減をしてください。

(市の考え方)

本市においては、保育を必要とするお子さんを多くお預かりするため、関係法の規定 に則り保育室・園庭の面積要件や保育士の配置要件を満たした上で、定員を超過する弾 力的な園児の受け入れを行っております。これは公立、民間に関わらず同様となってお ります。

公立保育園を新設する予定はありませんが、保護者がお子さんを安心してお預けいた だける体制構築に取り組んでまいります。

(意見37)

(児童クラブについて)

「小1の壁の打破」とありますが、放課後はもちろんのこと、登校前の時間のケアがなく、特に低学年児が1人になってしまう時間が多くなり、それを理由に退職する人は多いです(これが「小1の壁」)。放課後だけでなく、そちらにも視点を置いて欲しい。子どもの家庭外でのケアについては、「保護者は就労でいない」ということを前提に進めるべきです。

(意見38)

近年、待機児童を解消するため、保育所等の整備に力を入れていることは承知してい ます。

しかしながら、ここ数年、児童クラブの待機児童が増加しており、低学年でも入所できないクラブがあります。

保護者は子供が小学生になったからといって、仕事を辞めるわけではありません。保護者の帰宅までに子供はどこで過ごせばいいのでしょうか。小学校ふれあいプラザも年度初めや長期休暇中は開催していません。

保育所等の整備と同様に、児童クラブの待機児童解消に重点的に取り組んでいただく ことを強く要望します。

(市の考え方)

本市では、平成30年2月に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」に基づき、新たな民設民営児童クラブの開設を軸に、まずは低学年の待機児童解消に取り組んでいるところです。

新たな民設民営児童クラブについては、令和2年4月に3施設、令和3年4月に2か 所開設する予定となっておりますが、低学年の待機児童解消は困難な状況であり、また、 いただきましたご意見のとおり、小学校ふれあいプラザ事業が長期休暇中に開催してい ないことも認識しております。

令和4年4月以降については、今後の保育需要等をしっかりと分析するとともに、将来の財政状況も踏まえながら、早期の低学年待機児童解消に努めてまいります。

また、小学校登校前のケアについては、放課後児童支援員の確保等の観点から、非常に厳しいと認識しておりますが、さまざまな自治体の取り組み状況について、情報収集してまいります。

(意見39)

(児童クラブについて)

| 児童クラブ支援員を増員してください。長期休暇には長時間の保育になり、子どもた ちの安全を守れません。

(市の考え方)

放課後児童支援員については、人材確保が難しい状況ですが、各運営法人にて採用を 行うとともに、市公式ホームページでも周知を行うなど採用に努めております。

また、県が主催する放課後児童支援員認定資格研修及び資質向上研修の積極的な受講について、積極的に呼びかけており、質の向上に努めております。

なお、放課後児童支援員に対する処遇改善については、国が定める「子ども・子育て支援交付金」に基づき、「放課後児童支援員処遇改善事業」として、給料・各種手当等に充当可能な支援を行うとともに、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を平成30年度より実施し、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に関する費用について支援を行っております。

今後もこうした取り組みを可能な限り継続し、児童クラブで勤務する職員が長期的な キャリア形成ができるよう努めてまいります。

(意見40)

(児童クラブについて)

今後民設民営で増設していく方針とありますが、市営を基本に据えるべきです。保護 者の要望は安心・安全の市営です。

(市の考え方)

今後の児童クラブの整備については、公設民営児童クラブが各小学校区に最低1つ整備されていることや、様々な法人が独自のノウハウを活用した児童クラブを運営していることから、基本的には民設民営児童クラブの増設を考えております。

なお、民設民営児童クラブの設置に対しては、運営事業者の公募を行い、附属機関である「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会」において、しっかりと審査を行っております。

また、必要に応じ、適切な指導等を行い、通所する児童が安全・安心に放課後を過ごせるよう引き続き努めてまいります。

(意見41)

(児童クラブについて)

児童クラブに入所していない高学年児の長期休暇の受け入れをしてください。既存の 児童クラブが無理ならば、長期休暇中のみの開設施設でもいいと思います。

(市の考え方)

本市では、児童クラブに通所していない高学年を対象に、長期休暇中の遊びと生活の場を提供する長期休暇対策事業を平成26年度から実施するとともに、平成30年度より、東海岸教室に加え、新たに鶴嶺教室を開設しております。

平成30年2月に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」では、まずは低学年の待機児童解消を目指していることから、児童クラブに入所できない高学年児童が今後増加することが想定されます。

しかしながら、長期休暇対策事業については、通年ではなく時限的な事業のため、実施場所の確保や人員が課題となります。

そのため、今後の長期休暇対策事業の拡充については、前述した課題とともに、将来の財政状況も踏まえながら、検討してまいります。

(意見 42)

(一時預かりについて)

日曜・祝日も含め、様々な理由で子どもを連れて行けない状況はあります。そういった時にもっと手軽に利用できる一時預かりをしてほしい。

(市の考え方)

保護者の急な用事、急病、育児疲れなど用途を問わず、一時的な預かりを行う一時預かり事業について、現在、市内では認可保育所等のほか、認可外保育施設や一時預かりのみを行う施設などで実施しております。利用者のニーズに合わせ、年々実施施設数は増加しております。

本市では、一時預かり事業を行う施設に対し、国の制度に基づく補助を行っておりますが、こうした施設への支援を継続しながら、日曜・祝日も含めた事業の実施についても促進してまいりたいと考えております。

(意見 43)

(保育所について)

副食費の軽減措置を拡充してください。副食も含め、給食は保育の一環です。

(市の考え方)

副食費は「幼児教育・保育の無償化」開始前までは、保育料として保護者に負担していただいたものであり、また、在宅の場合も含め日常生活で生じる費用であることから、保護者の負担として残る形で国の制度が整備されております。

なお、これまで保育料が免除されていた方については引き続き副食費が免除されることとなっており、また無償化の開始と併せて、免除措置の対象範囲が年収360万円未満相当の世帯まで拡充されました。

引き続き、国の動向を注視してまいります。

■第6章 計画の推進に関する意見(1件)

(意見44)

進捗管理をPDCAサイクルにより1年1回とありますが、PDCFAで実行(実施) したらと言っている市民も多くいます。そのことは市長も直接聞いていると思う。年1 回と言わず多々したらと思う。

(市の考え方)

計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルによる進捗管理を行うこととしておりますが、その過程においては、茅ヶ崎市子ども・子育て会議での意見を各事業の担当課に伝えて目標を再検討するなどのフィードバックも実施をしております。

また、計画の進捗管理は、各事業を取りまとめて行うため年1回の評価としておりますが、各事業の実施においては適切なタイミングで見直しや改善を実施しております。

■資料編に関する意見(2件)

(意見45)

児童クラブ、児童扶養手当、生活保護、就学援助等々、本章の中でも用語解説でもも う少し説明する必要あり。

(市の考え方)

用語の説明については、すべての事業について詳細な説明をすることが困難なため、 本計画をご理解いただくために必要な内容を記載しております。資料編の用語について は、本章のなかで用語の内容が記載されているものについては用語解説を省略しており ます。

(意見 46)

民生委員・児童委員と青少年指導員の役割分担はどうなっているのか。重複していないか。 いか。青少年指導員の明確な役割は何か。

(市の考え方)

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき委嘱されており、ご高齢の方、障害のある方、児童や妊産婦に関する相談や生活にお困りの方などの相談に応じ、

行政や関係機関につなげる役割を担っております。

青少年指導員は神奈川県青少年保護育成条例、神奈川県青少年指導員委嘱要領に基づき委嘱されており、地域の青少年活動の中核的な存在として、青少年育成、非行防止及び社会環境健全化等の活動を行っており、県と市の青少年行政を側面から支えています。 具体的には青少年団体等の指導及び育成、地域活動の促進、青少年を取り巻く環境の整備、青少年に関する相談等を行っております。

地域にお住いの方の身近な相談相手としての役割は重複する部分もありますが、青少 年指導員の皆様にはその他にもさまざまな役割を担っていただいております。

■その他の意見(3件)